

【2026年度以降初めて標準修業年限超過となった学生】

2026年度における第5セメスター（学期）以降の納付金について

修士課程及び博士課程前期では2年間（4セメスター）を超えて在籍する場合は、第5セメスター以降、順次在籍セメスターが進むこととなります。

2026年度以降初めて標準修業年限超過となった学生の第5セメスター以降の納付金は、当該年度1セメスター生（1年次生）の授業料と同額となり、【表】に基づき納入していただきます。

【表】セメスター（半期）分

《単位：円》

研究科・専攻	授業料
文学研究科/政治学研究科/経済学研究科/法学研究科	309,000
人間環境学研究科/体育学研究科/健康学研究科	355,500
芸術学研究科	409,000
理学研究科（数理科学専攻）	389,000
理学研究科（数理科学専攻以外）/工学研究科/情報通信学研究科/海洋学研究科/ 医学研究科（看護学専攻）/農学研究科/生物学研究科	398,000

（注）

- ① 上記の他に、学生健康保険互助組合費及び同窓会費（既定回数納入済みの場合は不要）を納入していただきます。
- ② 休学者については、上記の金額とは異なり、在籍料として半期25,000円と学生健康保険互助組合費を納入していただきます。
- ③ 2026年度に5セメスター以上に再入学をした学生も対象となります。